政令

道路法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百四十四号

道路法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条第二項本文（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第十九条関係）

占用物件		単位	占用料（所在地）第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	第一種電柱	一本につき一年	二、二〇〇	九四〇	六七〇	五七〇	五三〇
	第二種電柱	一本につき一年	三、三〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	八八〇	八一〇
	第三種電柱	一本につき一年	四、五〇〇	二、〇〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇
	第一種電話柱	一本につき一年	一、九〇〇	八四〇	六〇〇	五一〇	四七〇
	第二種電話柱	一本につき一年	三、一〇〇	一、三〇〇	九六〇	八二〇	七五〇
	第三種電話柱	一本につき一年	四、三〇〇	一、八〇〇	一、三〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇
	その他の柱類	一本につき一年	一九〇	八四	六〇	五一	四七
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	一九	八	六	五	五
	地下に設ける電線その他の線類	長さ一メートルにつき一年	三	五	四	三	三
	路上に設ける変圧器	一個につき一年	一、九〇〇	八二〇	五九〇	五〇〇	四六〇
	地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	一、二〇〇	五〇〇	三六〇	三一〇	二八〇
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	三、九〇〇	一、七〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	九四〇
	郵便差出箱及び信書便差出箱	一個につき一年	一、六〇〇	七一〇	五〇〇	四三〇	三九〇
	広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	三三、〇〇〇	五、四〇〇	一、九〇〇	九〇〇	五八〇
	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	三、九〇〇	一、七〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	九四〇
法第三十二条第一項第二号に掲げる物件	外径が〇・〇七メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	八二	三五	二五	二二	二〇
	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	一二〇	五〇	三六	三一	二八
	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	一七〇	七六	五四	四六	四二
	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	二三〇	一〇〇	七二	六一	五六
	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	三五〇	一五〇	一一〇	九二	八五
	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	四七〇	二〇〇	一四〇	一二〇	一一〇
	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	八二〇	三五〇	二五〇	二二〇	二〇〇
	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	一、二〇〇	五〇〇	三六〇	三一〇	二八〇
	外径が一メートル以上のもの	長さ一メートルにつき一年	二、三〇〇	一、〇〇〇	七二〇	六一〇	五六〇